

# 田原市公共下水道事業排水設備基準

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 使用材料及び器具（第3条）

第3章 設計

第1節 設計一般（第4条～第7条）

第2節 排水管（第8条～第14条）

第3節 ます及び掃除口（第15条～第18条）

第4節 排水設備の附帯設備（第19条～第22条）

第5節 その他の排水施設等（第23条～第25条）

第4章 施工

第1節 排水管の施工（第26条～第30条）

第2節 ますの施工（第31条～第33条）

第3節 掃除口の施工（第34条～第36条）

第5章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、排水設備の設置及び構造その他必要な技術上の基準を定め、排水設備工事の適正な施工を図るとともに、当該工事に係る設計審査及び完了検査の指針とすることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）排水設備 田原市下水道条例（平成15年田原市条例第3号）第2条第5号に規定する排水設備をいう。
- （2）下水 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する下水をいう。
- （3）汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- （4）公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- （5）排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- （6）処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- （7）排除方式 下水を排除するための方式で、合流式と分流式がある。
- （8）分流式 汚水と雨水をそれぞれ別の排水管で排除する方式をいう。
- （9）排水管 下水を排除するために布設された管で、排水設備の幹線をなす内径75mm以上の管（器具排水管を除く。）をいう。

- (10) 器具排水管 衛生器具に接続する管で、器具から下水が最初に流入する排水管までの管をいう。
- (11) 通気管 サイホン作用、背圧からのトラップの封水保護及び下水の流れを円滑にするために空気を流入させる目的で設ける管をいう。
- (12) 公共汚水ます 汚水を公共下水道に流入させるために、宅地内の排水管の最下流に設けるますで、町が設置及び管理するますをいう。
- (13) 取付管 公共汚水ますと下水管を接続するために布設した管をいう。
- (14) トラップ 封水部を持ち、汚水の流れに支障を与えることなく、排水管内の臭気、害虫、ガスなどが屋内に侵入するのを阻止する装置をいう。
- (15) トラップます トラップ装置を施した汚水ますをいう。
- (16) 特定汚水 法第12条第1項に規定する下水をいう。
- (17) 除外施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。

## 第2章 使用材料及び器具

### (規格)

第3条 排水のための使用材料、設備機器、器具等は、原則として次の規格及び公的機関が認定したものをを用いなければならない。

- (1) 日本工業規格 (J I S)
- (2) 日本農林規格 (J A S)
- (3) 日本水道協会規格 (J W W A 規格)
- (4) 日本下水道協会規格 (J S W A S)
- (5) 空気調和・衛生工学会規格 (H A S S)
- (6) その他市長が認めたもの

## 第3章 設計

### 第1節 設計一般

#### (事前調査)

第4条 設計に関しては、次に掲げる事項について事前に調査及び確認を行わなければならない。

- (1) 処理区域の公示の確認
- (2) 排水規模等の調査
  - ア 排水人口
  - イ 排水面積
  - ウ 排出量
  - エ 使用水の種類
  - オ 特定汚水の有無

(3) 取付管及び公共汚水ますの調査

- ア 取付管及び公共汚水ますの有無
- イ 位置
- ウ 深さ

(4) 既設排水設備、埋設物等の調査

(5) 利害関係の調査

- ア 他人所有の土地に排水設備を設置する場合
- イ 他人が設置した排水設備に接続する場合
- ウ 他人所有の建築物に排水設備を設置する場合

(排除方式)

第5条 排除方式は、分流式とする。

2 下水の排除は、自然流下とする。ただし、自然流下による排除が困難な場合は、排水槽を設置し、ポンプ装置により排除するものとする。

(設計上の諸注意)

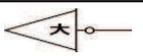
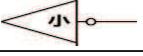
第6条 設計に際しては、次に掲げる事項について、特に注意しなければならない。

- (1) 排水管は、最短距離で配管すること。ただし、床下等の便宜的な縦横断は、避けること。
- (2) トラップの付いていない既存の器具がある場合は、トラップを設けること
- (3) 排水管は、暗きよとする。ただし、雨水を排除する場合は、開きよとすることができる。
- (4) 屋外に設けられる洗濯場の下水は、汚水として扱い、雨水が流入しないようにすること。
- (5) 池の水等雨水と同程度以上に清浄であるものは、雨水として扱うこと。
- (6) 水泳プール、洗車場、ベランダ(通路を含む。)、屋外の足洗い場等の下水は、原則として汚水として扱い、雨水が流入しないようにすること。

(設計図面の作成)

第7条 設計図面の作成は、次に掲げる各表に従って作図しなければならない。

(1) 設計凡例

名称	記号	備考	名称	記号	備考
大便器		トラップ付	硬質塩化	V P	一般管
小便器		トラップ付	ビニル管	V U	薄肉管
浴場			硬質塩化 ビニル卵形管	E V P	
流し類			鉛管	L P	

洗濯機		床排水、浴場に排水してあるものは除く	浄化槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			底部有孔ます		丸ます 角ます
床排水口					
トラップ			公共汚水ます		
掃除口			公共雨水ます		
露出掃除口			側溝(道路)		
阻集器			トラップます		丸ます 角ます
排水管			雨どい		
通気管			境界線		黒又は青
立管			建物外壁		同上
排水溝(宅地内)			建物間仕切り		同上
汚水ます		丸ます 角ます	新設管(汚水管)		赤色
ドロップます(汚水)		丸ます 角ます	雨水管		緑色
分離ます			撤去管		黒色
雨水ます		丸ます 角ます	既設又は在来管		赤・・・汚水管 緑・・・雨水管
ドロップます(雨水)		丸ます 角ます	銅管	G P	
陶管	T P		铸铁管	C I P	
陶製卵形管	E T P		耐火二層管	F D P	
鉄筋 コンクリート管	C P		強化プラスチック 複合管	F R P M	

備考 既設のます等は破線で表示すること。

(2) 設計図の縮尺

図面名称	縮尺
位置図	2,500分の1程度
平面図	200分の1以上
縦断面図	横は平面図に準じ、縦は50分の1以上

配管立図	200分の1以上
構造詳細図	10分の1以上

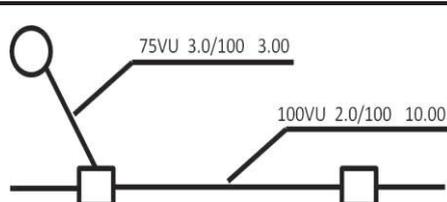
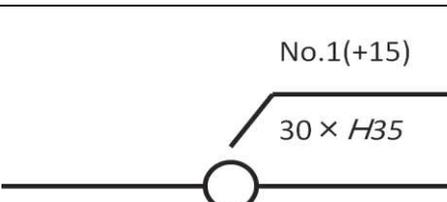
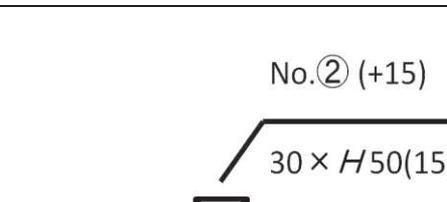
(3) 記入数値の単位及び端数処理

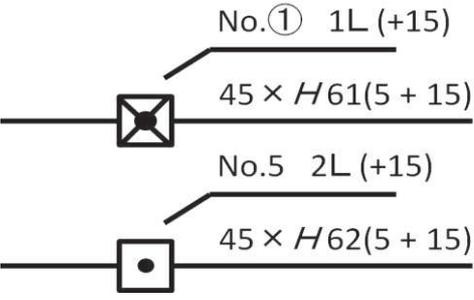
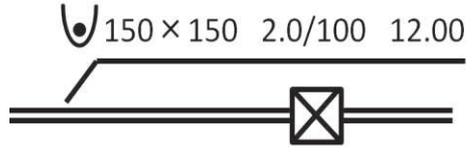
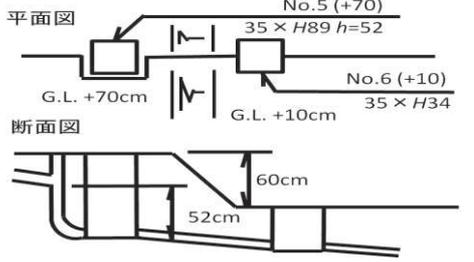
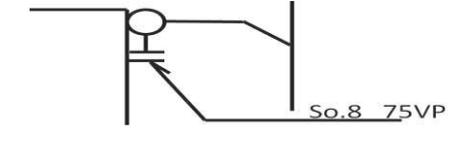
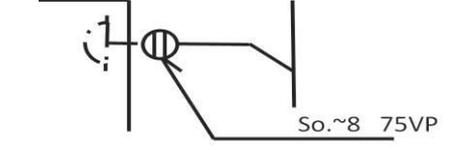
種 別	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール・ますの寸法	c m		45
管径（呼び径）	m m		150
管の勾配		小数点以下1位まで	2.0/100
掃除口の口径	m m		75
ます、マンホールの深さ	c m		43
ますの天端高	c m		(+15)

備考1 記入数値の間近下位の端数を四捨五入する。

2 管路延長は小数点以下2位を0か5にまとめる。（二捨三入、七捨八入）

(4) 平面図の記載方法

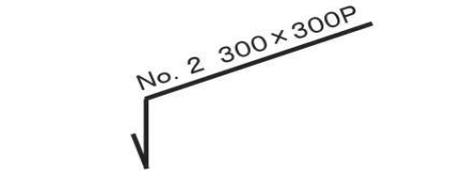
種 別	記載内容	記載例
排水管	管 径 管 種 勾 配 延 長	
汚水ます	ます番号 天 端 高 内 径（内のり） 深 さ	
雨水ます	ます番号 天 端 高 内 径（内のり） 深 さ 泥だめの深さ	
トラップます （J形、T形）	ます番号 形 式 天 端 高 内 径（内のり） 深 さ	

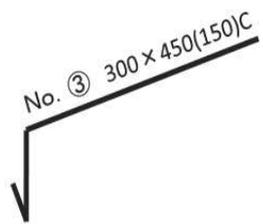
<p>トラップます (1 L形、2 L形)</p>	<p>ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ トラップ封水深 泥だめ深</p>	
<p>排水 (U形)</p>	<p>内 の り 深 さ 勾 配 延 長</p>	
<p>ドロップます</p>	<p>ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 落 差</p>	
<p>掃除口</p>	<p>掃除口番号 口 径</p>	
<p>露出掃除口</p>	<p>掃除口番号 口 径 管 種</p>	
<p>トラップ付掃除口</p>	<p>掃除口番号 口 径 管 種</p>	

備考 ますの番号は、上流から付すこと。

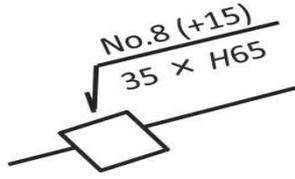
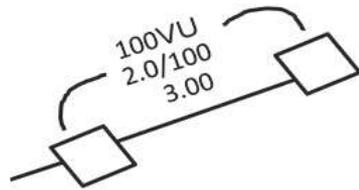
雨水ますのます番号は○で囲む表示とする。

(5) 縦断面図の記載方法

種 別	記載内容	記載例				
<p>排水管</p>	<p>管 径 (単位 : mm) 管 種 勾 配 管路延長 (単位 : m)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">内径及び管種</td> <td style="width: 50%;">100VP</td> </tr> <tr> <td>勾配及び延長</td> <td>2.0/100 7.85</td> </tr> </table>	内径及び管種	100VP	勾配及び延長	2.0/100 7.85
内径及び管種	100VP					
勾配及び延長	2.0/100 7.85					
<p>汚水ます</p>	<p>番 号 内 径 (単位 : mm) 深 さ (単位 : mm) 種 別</p>					

雨水ます	番 号	
	内 の り (単 位 : mm)	
	深 さ (単 位 : mm)	
	泥 だ め 深 さ (単 位 : mm)	
	種 別	

(6) 配管立図の記載方法

種 別	記載内容	記載例
排水管	管 径 管 種 勾 配 管路延長	
汚水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内 の り) 深 さ	
雨水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内 の り) 深 さ (泥 だ め 深 さ)	

備考 天端高とは、基準とした公共汚水ますの天端高と当該ますの天端との高低差をいう。

第 2 節 排水管

(使用材料の選定)

第 8 条 排水管は、下水の水質、水量、布設場所、載荷条件等を考慮して定めなければならない。

2 汚水管には、地下水の浸透のおそれがあるものを用いてはならない。

(内径)

第 9 条 汚水管の内径は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、1 戸の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で延長 3 m 以下のものの内径は、75 mm 以上とすることができる。

	区 分			
	150 人未満	150 人以上 300 人未満	300 人以上 500 人未満	500 人以上
排水人口				
排水管の内径	100mm 以上	125mm 以上	150mm 以上	200mm 以上

2 汚水排水量の特に多い工場、事業所等の汚水管の内径は、次の表に掲げるとおりとする。

	区 分				
排水量 ( $\text{m}^3$ /日)	1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	2,000 以上 4,000 未満	4,000 以上 6,000 未満	6,000 以上
排水管 の内径	150mm 以上	200mm 以上	250mm 以上	300mm 以上	左記の率で管径又は本数を増加する。

3 雨水管の内径は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、1の敷地から排除される雨水を排除する排水管で、延長3m以下のものの内径は、75mm以上とすることができる。

	区 分				
排水面積	200 $\text{m}^2$ 未満	200 $\text{m}^2$ 以上 400 $\text{m}^2$ 未満	400 $\text{m}^2$ 以上 600 $\text{m}^2$ 未満	600 $\text{m}^2$ 以上 1,500 $\text{m}^2$ 未満	1,500 $\text{m}^2$ 以上
排水管 の内径	100mm 以上	125mm 以上	150mm 以上	200mm 以上	250mm 以上

(勾配)

第10条 排水管の勾配は、次の表に掲げるとおりとする。

	区 分					
管径	75mm	100mm	125mm	150mm	200mm	250mm
勾配	3/100 以上	2/100 以上 8/100 未満	2/100 以上 6/100 未満	2/100 以上 5/100 未満	2/100 以上 4/100 未満	2/100 以上 3/100 未満

2 排水管内の流速は、原則として秒速0.6～1.5mの範囲とする。

ただし、急傾斜地等で排水管の勾配が標準的な範囲以上となるような場合については、適宜ドロップます等を設けてできるかぎり標準的な勾配の範囲内とするよう配慮すること。

(土かぶり)

第11条 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では、最小20cm以上とすること。やむを得ず浅くする場合には、外圧から排水管を保護するか、載荷条件に適合した排水管を用いなければならない。また、私道内では、60cm以上とすること。

(保護)

第12条 車両等の大きな荷重のかかる場所では、排水管を保護する措置を講ずること。

(器具排水管)

第13条 器具排水管は、建築物の下水排出口から1m以内にとどめ、ます等に接続すること。

2 器具排水管の内径は、次の表に掲げるとおりとする。

衛生器具	器具排水管の最小内径	排水管の最小内径
大便器	75 ～ 100mm	75 ～ 100mm
小便器	40 ～ 50mm	40 ～ 50mm (1m以内の排水管)
浴場	40 ～ 50mm	
流し類	40 ～ 50mm	
床排水	40 ～ 75mm	40 ～ 75mm

(特殊配管)

第14条 水洗便所の器具排水管をますに接続する場合は、原則として45°継手を使用し、排水管の下流に向けて接続しなければならない。

第3節 ます及び掃除口

(設置場所)

第15条 次に掲げる場所には、ますを設けなければならない。

- (1) 排水管の起点、合流点及び屈曲点
- (2) 排水管の内径、勾配、管種が異なる場所
- (3) 直線部にあっては、排水管の長さが管内径の120倍以内で維持管理上支障のない場所
- (4) 汚水ますにあっては、浸水のおそれのない場所

2 次に掲げる場所には、掃除口を設けなければならない。

- (1) 排水横枝管及び排水横主管の起点
- (2) 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- (3) 排水管が45°を超える角度で方向を変える場所
- (4) 排水立て管の最下流部又はその付近
- (5) 排水横主管と屋外の排水管との接続場所付近(ますで代用してもよい。)

(ますの構造)

第16条 ますは、次に掲げる構造でなければならない。

- (1) ますは、円形又は角形の硬質塩化ビニル、ポリプロピレン、ガラス繊維、強化ポリエステル、現場打ちコンクリート、コンクリートブロック、プラスチックブロック等の耐久性を有し、堅牢なものとする。
- (2) ますの基礎は、厚さ5cm以上の砂利又は砂を敷き、既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ5cmの基礎コンクリートを施すこと。

- (3) ますの大きさは、内径又は内のり 15 cm 以上とし、接続排水管の内径、会合本数、埋設深さに応じ、維持管理に支障のない大きさとすること。
- (4) 汚水ますの底面は、接続する排水管の管内径に合わせて半円状のインバートを設けること。
- (5) ます内の上、下流排水管に 2 cm 程度の落差を設けること。
- (6) 管底高に 30 cm 以上の落差が生じた汚水ますは、ドロップ汚水ますとすること。
- (7) 雨水ますには、深さ 15 cm 以上の泥だめを設けること。
- (8) 台所排水には、深さ 15 cm 以上の「ためます」を設けること。
- (9) ますのふたは、汚水ますは丸型、雨水ますは角型とし、鋳鉄製、コンクリート（鉄筋）製、プラスチック製等で堅固なものとする。
- (10) 汚水ますのふたは、密閉式とすること。

（掃除口の構造）

第 17 条 掃除口は、次に掲げる構造でなければならない。

- (1) 掃除口の口径は、その掃除口が接続される排水管の口径以上とすること。
- (2) 掃除口は、掃除器具を排水管の上、下流に向けて、容易に挿入できる構造とすること。
- (3) 掃除口のふたは、臭気のもれない密閉構造とすること。
- (4) 掃除口のふたは、硬質塩化ビニル製等の耐食性及び水密性に優れたものとする。

（ます及び掃除口の保護）

第 18 条 車両等の大きな荷重のかかる場所では、ます及び掃除口をコンクリート等で保護しなければならない。掃除口にあつては、保護コンクリートの厚さは 10 cm 以上、幅は掃除口の口径の 3 倍以上とすること。

#### 第 4 節 排水設備の附帯設備

（ストレーナー）

第 19 条 浴室、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するためのストレーナーを設けなければならない。ストレーナーは取り外しのできるもので、開口有効面積は流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は直径 8 mm の球が通過しない大きさとすること。

（トラップ）

第 20 条 排水設備からの臭気、害虫等が屋内に侵入するのを防止するため、必要な場所にトラップを設けなければならない。

2 トラップは、次に掲げる構造でなければならない。

- (1) 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止することができる構造とする。（封水が破られにくい構造であること。）

(2) 汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。(自己洗浄作用を有すること。)

(3) 封水を保つ構造は、可動部分の組合せ又は内部仕切り板等によるものでないこと。

(4) 封水深は5 cm以上10 cm以下とし、封水を失いにくい構造とする。必要のある場合は、封水の凍結を防止するように保温等を考慮しなければならない。

(5) 器具トラップは、封水部の点検が容易で、かつ掃除がしやすい個所に十分な大きさのねじ込み掃除口のあるものでなければならない。

ただし、器具と一体に造られたトラップ、又は器具と組み合わされたトラップで、点検又は掃除のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合は掃除口を省くことができる。

(6) 器具トラップの封水部の掃除口は、ねじ付き掃除口プラグ及び適切なパッキングを用いた水密な構造でなければならない。

(7) 材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。

(8) 器具の排水口からトラップウェア(あふれ面下端)までの垂直距離は、60 cmを超えてはならない。

(9) トラップは、他のトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップとしないようにする。(器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような方法はとらない。)

(10) トラップの最小口径は、接続される器具排水管の管径以上とする。

3 悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合はトラップますを設置する。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。

(1) 既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合。

(2) 食堂、生鮮食料品取扱所等において、残渣物が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障をきたすおそれがある場合。

(3) 雨水排水系統のます又は開きよ部分から臭気の発散を防止する場合。

4 トラップますは、次に掲げる構造でなければならない。

(1) トラップの口径は75 mm以上、封水深は5 cm以上10 cm以下とする。

(2) トラップは、硬質塩化ビニル製、陶製等の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。

(3) 二重のトラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。)

(4) トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の60倍を超えてはならない。ただし、排水管の清掃に支障のないときはこの限りでない。

(阻集器)

第21条 油脂、ガソリン及び土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質、若しくは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

2 阻集器を設置する場合は、使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設けるものとする。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くとする。

3 阻集器は、次に掲げる構造でなければならない。

(1) 阻集器は、污水から油脂、ガソリン及び土砂等を有効に分離できる構造とし、分離を必要とする以外の下水を混入させないものとする。

(2) 阻集器は、容易に保守点検ができる構造とし、材質はステンレス又は樹脂等の不透水性及び耐食性に優れたものとする。

(3) 阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とすること。

(4) 阻集器は、原則としてトラップ機能を有するものとし、内部にスクリーン及び沈殿槽を設けること。

4 阻集器の種類と設置場所は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	阻集物	設置場所
グリース阻集器	油脂類	営業用調理場等
オイル阻集器	ガソリン、油類等	ガソリン供給所、給油場、ガソリンを貯蔵しているガレージ、可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場又は事業場、自動車整備等で機械油の流出する事業場
サンド阻集器	泥、砂等	石材店等排水中に泥、砂などを多量に含む事業場
ヘア阻集器	毛髪	理髪店、美容院、プール、公衆浴場等
ランドリー阻集器	糸くず、布くず、ボタン等	営業用洗濯場等
プラスタ阻集器	石膏、金又は銀材のくず等	外科及び整形外科のギブス室、歯科技工室等

(通気管)

第22条 次に掲げる事項に該当する場合には、通気管を設けなければならない。

(1) サイホン作用又は背圧により、トラップの封水が破られるおそれがあるとき。

(2) 污水の流下に支障が生じるおそれがあるとき。

(3) 排水管等に有臭又は有毒ガスが滞留するおそれがあるとき。

- 2 通気管を設ける場合は、次に掲げるところによらなければならない。
- (1) 建物の通気管は、金属管又は複合管を使用すること。ただし、やむを得ない場合は、陶管・コンクリート管を除く非金属管を使用してもよい。
  - (2) 各個通気方式及びループ通気方式には、必ず通気立て管を設けること。
  - (3) 排水立て管は、上部を延長して伸頂通気管として大気中に開口すること。
  - (4) 通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に開口するか、最高位の器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続すること。
  - (5) 屋根を貫通する通気管は、屋根から15cm以上立ち上げて大気中に開口すること。
  - (6) 屋根を庭園、運動場、物干場等に使用する場合で、屋上を貫通する通気管は、屋上から2m以上立ち上げて大気中に開口すること。
  - (7) 通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、これら開口部の上端から60cm以上立ち上げて大気中に開口するか、これら開口部から水平に3m以上離すこと。また、通気管の末端は、建物の張出し部の下方に開口してはならない。

### 3 通気管の管径と勾配

#### (1) 管径

- ①最小管径は30mmとする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は、50mm以上とする。
- ②ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さい方の管径の1/2より小さくしない。
- ③排水横枝管の逃がし通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の1/2より小さくしない。
- ④伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。
- ⑤排水立て管のオフセットの逃がし通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。
- ⑦結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうちいずれか小さい方の管径以上とする。

#### (2) 勾配

通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにし、逆勾配にならないように排水管に接続する。

#### 第5節 その他の排水施設等

(設置してはならない設備)

第23条 ディスポーザなどの食品くず処理機は、設置してはならない。ただし、ディスポーザ排水処理システムについては、この限りではない。

(水洗便器の附帯装置)

第24条 水洗便器の附帯装置は、次に掲げる構造のものでなければならない。

- (1) 洗浄装置は、1回の洗浄水量で汚物を完全に公共下水道に流達させる装置とすること。
- (2) 便器のトラップは、原則として便器と一体となっているものとする。

(除害施設)

第25条 特定汚水を公共下水道に排除しようとする場合は、除害施設を設置しなければならない。

2 除害施設を設置する場合は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 特定汚水は、発生施設別又は作業工程別に発生量及び水質を把握し、処理の要・不要、処理方法等によって排水系統を定めること。
- (2) 特定汚水の水質及び発生量により、適切な処理方法を選定すること。
- (3) 除害施設の構造は、特定汚水の発生量及び水質に対し、十分な容量、堅牢性、耐久性及び耐食性を有するものとする。

## 第4章 施工

### 第1節 排水管の施工

(掘削工)

第26条 掘削は、やり方等を用いて所定の深さに、不陸のないように、直線上に、丁寧に掘削しなければならない。

- 2 掘削幅は、30cm以上で管径及び掘削の深さに応じたものとしなければならない。
- 3 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて土留を施さなければならない。

(基礎工)

第27条 掘削底面は、掘りすぎ又はこね返しがないように管の勾配に合わせて仕上げなければならない。

- 2 地盤が軟弱な場合は、切込採石、栗石等で置き換え、タコ等で十分突き固め、不等沈下を防ぐ措置を講じなければならない。
- 3 接合部の下部は、泥が付着しないように継ぎ手掘りとしなければならない。

(布設工)

第28条 排水管は、ソケットを上流に向け、下流から上流に向かって直線上に布設しなければならない。

- 2 排水管は、やり方に従い管の中心線、勾配を正確に保ち布設しなければならない。
- 3 排水管の接合は、水密性を保持できるように、使用する排水管に最も適した方法で施工しなければならない。

(埋戻し工)

第29条 埋戻しは、接合部の硬化を待ち、良質土で入念に突き固めながら施工しなければならない。

2 埋戻しは、原則として管路の区間ごとに行い、排水管が移動、転倒しないように埋戻さなければならない。

3 礫等の固形物が排水管に直接触れないように埋戻さなければならない。

(排水管の保護)

第30条 やむを得ず露出配管となる場所は、凍結、損傷を防ぐため適当な材料で保護しなければならない。また、露出した排水管は、水衝作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定しなければならない。

2 車両等の通行がある場所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いるなど適切な措置を講じなければならない。

3 やむを得ず構造物などを貫通する排水管には、貫通部分に配管スリーブを設けるなど、管の損傷防止のための措置を講じなければならない。また、建築物を損傷し、又はその構造を弱めるような施工をしてはならない。

## 第2節 ますの施工

(掘削工)

第31条 ますの設置箇所の掘削幅は、余裕をとり設置に支障のないよう掘削しなければならない。その他は、第26条に準ずるものとする。

(基礎工)

第32条 ますの基礎工は、沈下がないように切込採石等を敷きならし、十分突き固めて、厚さ5cm以上に仕上げなければならない。また、既製の底塊を使用しない場合は、さらに5cmのコンクリートを施さなければならない。

(築造工)

第33条 汚水ますのインバートの表面は、平滑な半円形に仕上げ、インバートの肩は水切りをよくするために、適した勾配を設けなければならない。

2 曲線外カーブ部分のインバートは十分高くし、汚水が打ち上がらないようにしなければならない。

3 ますの目地は、使用するますに最も適した方法で仕上げ、漏水のないようにしなければならない。

4 ますに接続する管(トラップなどは除く。)は、ますの内壁面に突き出ないように仕上げなければならない。

5 ますは、水道管、ガス管等を巻き込んで施工してはならない。

6 汚水ますの天端は、地表面と同一以上に、雨水ますの天端は、地表面よりやや低めにしなければならない。

- 7 車両等の大きな荷重のかかる場所にあつては、堅固な構造としなければならない。
- 8 ますのふた枠はますと固定し、移動しないように据付けなければならない。

### 第3節 掃除口の施工

(掘削工)

第34条 掃除口の掘削工は、第31条に準ずるものとする。

(基礎工)

第35条 掃除口の基礎工は、第27条に準ずるものとする。

(設置工)

第36条 掃除口は、掃除器具を排水管の上、下流に向けて、容易に挿入できるように設置しなければならない。

- 2 掃除口の天端は、地表面と同一以上にしなければならない。

### 第5章 雑則

(浄化槽の処理)

第37条 浄化槽は、後日衛生上の問題が発生しないよう、また、雨水等が溜ることのないよう処理しなければならない。

(その他)

第38条 土地の状況その他この基準により難い特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

附 則

この基準は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。